

必読

暮らしの法律ナビ

No.41 消滅時効期間経過
後の金銭債権請求

貸金業者は金銭債権の消滅時効5年の期間経過後に債権回収会社や他の貸金業者（以下「サービサー等」という）に債権譲渡をする事があります。サービサー等は消滅時効の期間が経過している事を前提に、相当数の債権をまとめて譲り受けます。買い取り価格も非常に低額と考えられています。

サービサー等は借主が消滅時効の援用（時効で債権が消滅した旨を主張すること）をすれば、請求できないことを認識しており、その主張がない場合は、少しでも回収できれば儲けものという具合に、内容証明郵便等を利用して借主に請求をします。

例えば約7年前の元金50

万円の借入金が、遅延損害金利息で凡そ150万円程度まで増額し請求されます。驚いた借主が連絡すると「少額でもいいから支払ってほしい」と言われ1万円を振り込んだような場合には、消滅時効の援用ができない事があります。

忘れた頃にサービサー等から請求された場合は自分で判断せず、専門家に相談下さい。

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>